

特定粉じん排出等 作業実施届出について

～苫小牧市内の対応～

令和3年8月4日
苫小牧市環境保全課

苫小牧市内の窓口について

時期	石綿障害予防規則	大気汚染防止法	
		工場	工場以外
令和4年3月31日まで	苫小牧市 労働基準監督署	胆振総合振興局	苫小牧市 環境保全課
令和4年4月1日以降		苫小牧市環境保全課	

工場とは

継続的に物の製造又は加工のために使用される事業所

大防法窓口について

アスベスト以外の大気汚染防止法（ボイラー等）の窓口は、「工場＝胆振総合振興局」で「工場以外＝市環境保全課」となります。

事前調査結果の確認について (令和4年3月31日までの対応)

建設リサイクル法の届出があった工事について、
状況に応じて聞き取り等を実施

聞き取り等の内容

- ▶ アスベストに関する調査の有無
- ▶ 分析のみしか実施していない場合は、建物全体の調査を指示
- ▶ 建物全体の調査を行っている場合は、調査結果の報告依頼
(発注者へ報告した内容)

調査報告について

大気汚染防止法施行令第12条第8項により、解体等工事の元請業者に対して事前調査結果の報告を求めることができます。

事前調査結果について

- ▶ 事前調査は元請業者が実施し、発注者に書面で報告しなければならない。
- ▶ 事前調査は「書面調査」と「現地調査」を行わなければならない。
- ▶ 「分析」はその建材に含まれているかどうかを調査しただけ。事前調査は「建物全体（工事対象全体）」を行わなければならない。
 - ⇒ 「分析結果」だけでは事前調査とはみなされない
- ▶ 事前調査結果は元請業者が3年間保存しなければならない。

市が聞取りした時に、事前調査結果を書面で持っていない場合は
大気汚染防止法に違反している可能性がある

事前調査結果の確認について (令和4年4月1日からの対応)

- ▶ 国が新たに整備する電子システムで報告を行う
- ▶ 電子システムの使用が困難な場合は書面による報告も可能
- ▶ 報告対象は以下の3つ
 - ①80㎡以上の解体工事
 - ②請負100万円以上の建築物改造・補修工事
 - ③請負100万円以上の工作物解体・改造・補修工事
(特定建築材料が使用されているおそれ大きいと環境大臣が定めたもの)
- ▶ レベル1,2が存在しない場合は、この電子報告で完了
- ▶ 状況により市環境保全課から連絡する場合もある

環境大臣が定めたもの

反応槽、加熱炉、ボイラーなど。
詳細はマニュアル（令和3年3月）
P96~97で確認。

調査対象補足

- 同一の者が契約を分割しても1つの工事と扱う。
- 100万円は消費税込み
- 調査費用は100万円に含めない

電子報告の注意点

- ▶ 平成18年9月1日以降に着手された建築物等でも報告が必要
- ▶ 平成18年9月1日以降に改修を行っている場合、工事対象の建築材料が全て平成18年9月1日以降に設置したと分かるまで行う必要がある
- ▶ 平成18年9月1日以降に着手したかどうかの調査（年代調査）に関しては、資格者の調査は必要ない。
- ▶ 調査者がどの資格を得ているか（どの講習を受けているか）を記載する項目がある（調査者と分析者）
- ▶ 建材にアスベストが無いとした場合は、その根拠を示さなければならない
- ▶ 平成18年9月1日以降に設置を行った工作物を定期的に改造・補修する場合は、最初の報告のみ必要（その後の報告は必要ない）

電子報告外の工事でも事前調査は必要

事前調査が必要ない作業

- ▶ 木材・金属・石・ガラス等のみで構成されているものを除去する
- ▶ 畳・電球等のアスベストが含有していないことが明らかなものを外す
- ▶ 釘を打って固定、釘を抜く等の軽微な作業（電動工具で穴を開ける作業は除く）
- ▶ 既存の塗装の上から新たに塗装を塗る作業、新たな材料を追加する作業

これ以外の工事は全て事前調査が必要

工事の届出について

- ▶ レベル1とレベル2は石綿障害予防規則と大気汚染防止法の届出が必要
- ▶ 外壁等の仕上げ塗材（リシン等）はレベル1からレベル3となった ⇒ 届出不要
- ▶ 作業の14日前までに必ず提出が必要
- ▶ 大気汚染防止法の届出様式は、苫小牧市環境保全課のHPからダウンロード
(苫小牧市役所⇒自然・環境⇒環境保全⇒苫小牧市の環境監視⇒アスベストに係る手続きについて)

苫小牧市の届出方法

届出先

〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端2番地25

苫小牧市 環境衛生部 環境保全課（環境監視担当）

TEL : 0144-57-8806 FAX : 0144-57-8809

E-mail : kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp

届出方法

事前調査結果や工法について聞き取り等がありますので、アスベストに関する知識のある方と一緒に直接持参して下さい

全てのアスベスト建材が規制対象

- ▶ レベル3アスベストの作業時も作業基準が定められた
- ▶ 届出対象外の作業であっても、作業基準の遵守が必要
- ▶ 事前調査の報告対象外の作業であっても、作業基準の遵守が必要
- ▶ （今までも対象であったが）一戸建て住宅等の木造住宅においても、事前調査や作業基準の対象である。
- ▶ 今までは行政からの作業基準適合命令に違反した場合に罰則が発生したが、法改正により、作業基準違反等があった場合は直接罰則が発生する場合がある。

事前調査結果は現場に置くこと

事前調査結果の記録は工事現場に備え置き、かつ調査結果等の必要事項を掲示しなければならない。（大気汚染防止法第18条の15）

市環境保全課は抜き打ちで現場確認する場合がある
⇒事前調査結果を常備していないと指導対象となる

市環境保全課の現場確認

- ▶ 事前調査報告に不備や不明な点がある場合
- ▶ 事前調査の報告がなく工事が行われている場合
- ▶ 市民からアスベストに関する通報があった場合
- ▶ 騒音・振動などの苦情があった場合
- ▶ その他

事前調査不備の場合

事前調査が行われていない場合や、不足している場合、調査完了まで工事が中断され、工期が大幅に伸びる場合があります。

作業結果の報告について

- ▶ 必要な知識を有する者が、作業完了の確認をしなければならない。
- ▶ 作業主任者又は事前調査の資格者
- ▶ 発注者に書面で報告しなければならない
- ▶ 元請業者は記録の写しと、十分な知識があることを証明する書類の写しを3年間保管しなければならない（大気汚染防止法）
- ▶ 自主施工者も結果を保存しなければならない

市環境保全課では、完了報告書の提出をお願いしています